

令和3年第4回鹿嶋市議会定例会提出議案説明書

議案第67号 令和3年度鹿嶋市一般会計補正予算（第8号）

【政策企画部 財政課】

1 歳入歳出予算の補正について

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ24億1,758万2千円を追加し、総額274億7,697万7千円となりました。

歳入の主なものとしましては、震災復興特別交付税による地方交付税の増11億4,167万円、障害者自立支援給付費負担金及び学校施設環境改善交付金の増などによる国庫支出金の増5億1,605万1千円、財政調整基金繰入金の増などによる繰入金の増4,573万2千円、義務教育債の増などによる市債の増5億6,210万円などを見込みました。

歳出の主なものとしましては、扶助費などによる自立支援給付事業の増1億8,719万円、鹿嶋地方事務組合負担金による一般廃棄物広域処理事業の増9億2,229万4千円、大規模改造工事費などによる中学校大規模改造事業の増10億7,260万5千円、施設改修工事費による学校給食センター経費の増5,302万円などを計上しました。

2 繰越明許費の補正について

繰越明許費は、中学校大規模改造事業、学校給食センター経費を設定しました。

3 債務負担行為の補正について

債務負担行為は、大野北いきいきふれあいプラザ指定管理料、給食調理委託料、鹿嶋地方事務組合分担金（新可燃ごみ処理施設整備事業分）、ごみ処理施設管理委託料、資源化施設管理委託料、し尿処理施設管理委託料、道路維持補修工事費、ト伝の郷運動公園指定管理料、高松緑地公園指定管理料、英語指導助手派遣委託料、スポーツセンター等指定管理料、高松緑地多目的球技場等指定管理料について新たに設定しました。

4 地方債の補正について

市債は、都市再生整備計画事業、中学校大規模改造事業、学校給食センター整備事業について限度額を変更しました。

議案第68号 令和3年度鹿嶋市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

【健康福祉部 国保年金課】

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ411万6千円を減額し、総額8億1,320万9千円となりました。

歳入としましては、繰入金411万6千円を減額しました。

歳出としましては、後期高齢者医療広域連合納付金411万6千円を減額しました。

議案第69号 令和3年度鹿嶋市介護保険特別会計補正予算（第2号）

【福祉事務所 介護長寿課】

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億894万1千円を追加し、総額47億3,336万4千円となりました。

歳入としましては、国庫支出金3,197万4千円、支払基金交付金3,996万3千円、県支出金1,850万1千円、繰入金1,850万3千円を見込みました。

歳出としましては、保険給付費1億4,931万5千円を計上し、地域支援事業費129万8千円、積立金3,907万6千円を減額しました。

議案第70号 令和3年度鹿嶋市下水道事業会計補正予算（第2号）

【都市整備部 下水道課】

収益的収支については、既定の収入予算総額に増減はありませんが、既定の支出予算総額に、営業費用849万9千円を追加し、総額14億3,788万9千円となりました。

資本的収支については、既定の収入予算総額に、負担金及び分担金579万5千円を追加し、総額5億5,875万5千円となりました。既定の支出予算総額に増減はありません。

議案第71号 鹿嶋市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

【総務部 総務課】

今回の改正は、情報通信技術の活用により、行政手続等の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るため、条例の一部を改正するものです。

議案第72号 鹿嶋市新築住宅に対する固定資産税の減免に関する条例の一部を改正する条例

【総務部 税務課】

今回の改正は、固定資産税の減免の対象となる新築住宅に係る要件の見直し等を行うため、条例の一部を改正するものです。

議案第73号 鹿嶋市印鑑条例の一部を改正する条例

【健康福祉部 総合窓口課】

今回の改正は、市民サービスの向上及び個人番号カードの利活用の促進を図る観点から、窓口における印鑑登録証明書の交付の申請の方法として、個人番号カードを使用して統合端末に暗証番号を入力する方法を追加するため、条例の一部を改正するものです。

議案第74号 鹿嶋市国民健康保険条例の一部を改正する条例

【健康福祉部 国保年金課】

今回の改正は、産科医療補償制度の掛金の引下げに伴う出産育児一時金の引上げ等を行うため、条例の一部を改正するものです。

議案第75号 鹿嶋市と茨城県信用保証協会との損失補償金寄託契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例

【経済振興部 商工観光課】

今回の改正は、産業競争力強化法の改正に伴い、引用する規定に条項ずれが生じたため、条例の一部を改正するものです。

議案第76号 鹿嶋市市街化調整区域における開発行為の許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例

【都市整備部 都市計画課】

今回の改正は、都市計画法の改正に伴い、災害が発生するおそれの高い区域での開

発を抑制するため、条例の一部を改正するものです。

議案第 77号 鹿嶋市固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第 78号 鹿嶋市固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第 79号 鹿嶋市固定資産評価審査委員会委員の選任について

【総務部 人事課】

鹿嶋市固定資産評価審査委員会委員の選任に当たり、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものです。任期は、令和3年12月26日から3年間です。

・佐藤 真彦（再任）

佐藤氏は、国税局や税務署での勤務を経て、現在は、市内に税務会計事務所を開業しています。固定資産の評価に精通し、平成24年12月26日に固定資産評価審査委員会委員に就任して以来、本市の税務行政の推進に大きく貢献しています。

・小野 健夫（再任）

小野氏は、金融機関での勤務を経て、現在は、民生委員・児童委員として、福祉の向上などに携わっています。固定資産の評価に精通し、平成27年12月26日に固定資産評価審査委員会委員に就任して以来、本市の税務行政の推進に大きく貢献しています。

・山名 一夫（再任）

山名氏は、法律系資格取得の受験指導校の講師を経て、現在は、市内に司法書士事務所を開業しています。固定資産の評価に精通し、平成12年12月から6年間にわたり本市の固定資産評価審査委員会委員を務めるなど、本市の税務行政の推進に大きく貢献しています。

議案第 80号 鹿島地方事務組合同規約の変更について

【市民生活部 廃棄物対策課】

鹿島地方事務組合の共同処理する事務に可燃性一般廃棄物処理施設の管理・運営等に関する事務を加えるための規約の変更について、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第 8 1 号 債権の放棄について

【健康福祉部 国保年金課】

鹿嶋市が有する第三者行為による鹿嶋市国民健康保険給付費に係る損害賠償請求権について、債権の回収が極めて困難なため、権利の放棄をするものです。

議案第 8 2 号 大野北いきいきふれあいプラザの指定管理者の指定について

【福祉事務所 こども相談課】

大野北いきいきふれあいプラザの指定管理者として、社会福祉法人慈眼福祉会を指定するものです。

議案第 8 3 号 鹿嶋市営鹿島神宮駅西駐車場の指定管理者の指定について

【都市整備部 施設管理課】

鹿嶋市営鹿島神宮駅西駐車場の指定管理者として、公益社団法人鹿嶋市シルバー人材センターを指定するものです。

議案第 8 4 号 高松緑地（公園部分）の指定管理者の指定について

【都市整備部 施設管理課】

高松緑地（公園部分）の指定管理者として、特定非営利活動法人かしまスポーツクラブを指定するものです。

議案第 8 5 号 ト伝の郷運動公園（公園部分）の指定管理者の指定について

【都市整備部 施設管理課】

ト伝の郷運動公園（公園部分）の指定管理者として、株式会社鹿島アントラーズ・エフ・シーを指定するものです。

議案第86号 鹿嶋市立カシマスポーツセンター外3施設の指定管理者の指定について

【教育委員会 スポーツ推進課】

鹿嶋市立カシマスポーツセンター，ト伝の郷運動公園多目的球技場，鹿嶋市立大野第一球場及び鹿嶋市立はまなす公園球場の指定管理者として，株式会社鹿島アントラーズ・エフ・シーを指定するものです。

議案第87号 鹿嶋市まちづくり市民センター体育館及び庭球場外4施設の指定管理者の指定について

【教育委員会 スポーツ推進課】

鹿嶋市まちづくり市民センター（体育館・庭球場），高松緑地（プール），高松緑地（多目的球技場・野球場・庭球場・クラブハウス），鹿嶋市立北海浜多目的球技場及び鹿嶋市立高松球場の指定管理者として，特定非営利活動法人かしまスポーツクラブを指定するものです。

以上で説明を終わりますが，なお詳細につきましては，お手元の議案書により御審議のうえ，適切な議決を賜りますようお願いいたします。